（案）

一宮市成年後見制度利用促進基本計画

2024年10月　一宮市

目次

1．計画策定について 3
（1） 趣旨 3
（2） 位置づけ 5
（3） 期間 5
2．本市における現状と課題 6
（1） 人口推移 6
（2） 高齢者の現状 7
（3） 障害者の現状 9
（4） 成年後見制度の利用状況 10
（5） 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）の契約者数 12
（6） 課　題 13
3．成年後見制度利用促進に向けた取り組み 14
（1） 基本目標1 成年後見制度利用促進のための体制整備 15
（2） 基本目標2 成年後見制度の利用促進 17
（3） 基本目標3 地域連携の推進 19
4．計画の推進と評価 20
（1）「（仮称）一宮市成年後見センター運営協議会」の設置 20
（2）成年後見制度の利用促進 20

1.計画策定について

（1）趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なことで、個人が権利侵害を受けることのないよう、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念を基に、個人の権利を守る援助者「成年後見人等」を選ぶことで、個人を法律的に支援する制度です。この制度は2000年（平成 12 年）4月から開始されましたが、十分に知られておらず、支援を必要な人が利用できていない状況となっています。

そこで、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年度法律第 29 号。以下「促進法」という。）を施行し、2017年（平成 29 年）に促進法第 12 条第１項に基づく第一期成年後見制度利用促進基本計画を定め、2022年（令和４年）には第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

本市では、人口減少や超高齢社会といった情勢の中で、様々な地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう地域住民が互いに支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ることができる地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めています。

この取り組みの一環として、たとえ判断能力が不十分であっても、地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるよう、「一宮市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に進めます。

＊＊＊成年後見制度の利用の促進に関する法律抜粋＊＊＊

第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（参考）

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画における市の役割

- 協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。
  地域連携ネットワークづくりに対する役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。

- 権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。

- 市長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

- 地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組の推進が必要である。
  ① 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこと
  ② 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること
  ③ 中核機関を整備すること
  ④ 市長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること

（2）位置づけ

本計画は、促進法第 14 条に基づく市町村計画です。

本計画は、「第 7 次一宮市総合計画」、「一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「第 9 期一宮市高齢者福祉計画（含　介護保険事業計画）」、「第 3 次一宮市障害者基本計画・第 7 期一宮市障害福祉計画・第 3 期一宮市障害児福祉計画」との整合性を図ります。

（3）期間

2024（令和 6）年度から 2027（令和 9）年度までの 4 か年計画とします。

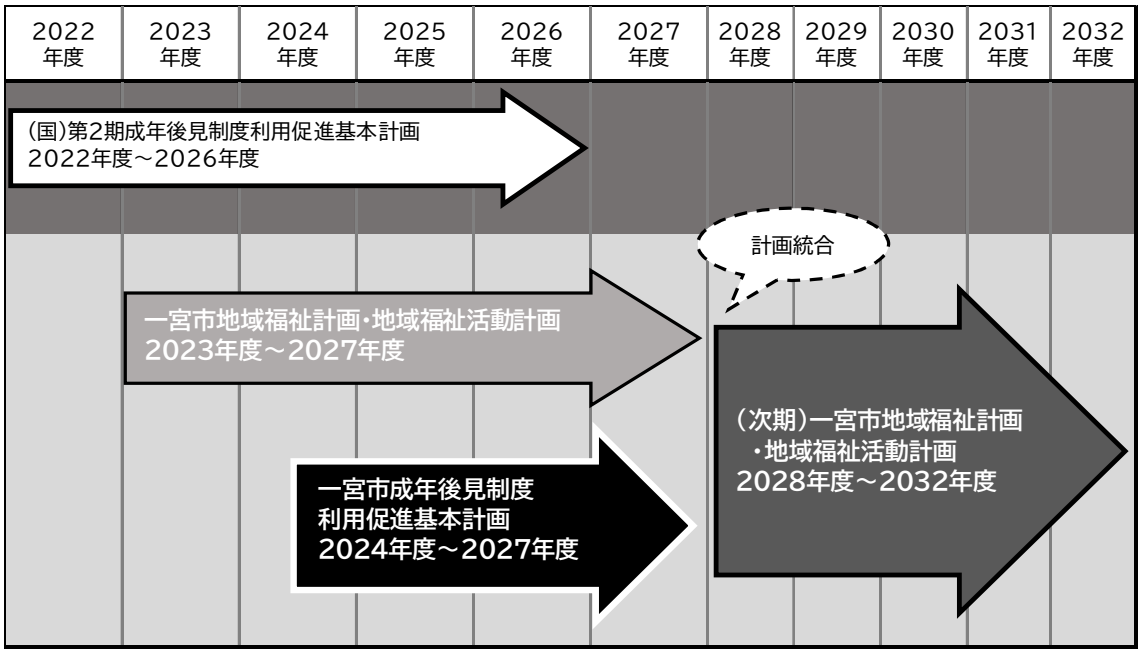

2.本市における現状と課題

（1）人口推移

本市の人口は緩やかな減少傾向にあり、2023 年は 378,786 人となっています。今後もゆるやかな減少傾向が続き、2040 年には約32 万 8 千人まで減少すると予測されています。

一方で、65 歳以上人口は、2026 年までは減少傾向で推移するものの、中長期的には増加傾向となり、2040 年の高齢化率は 34.8%になると予測されています。

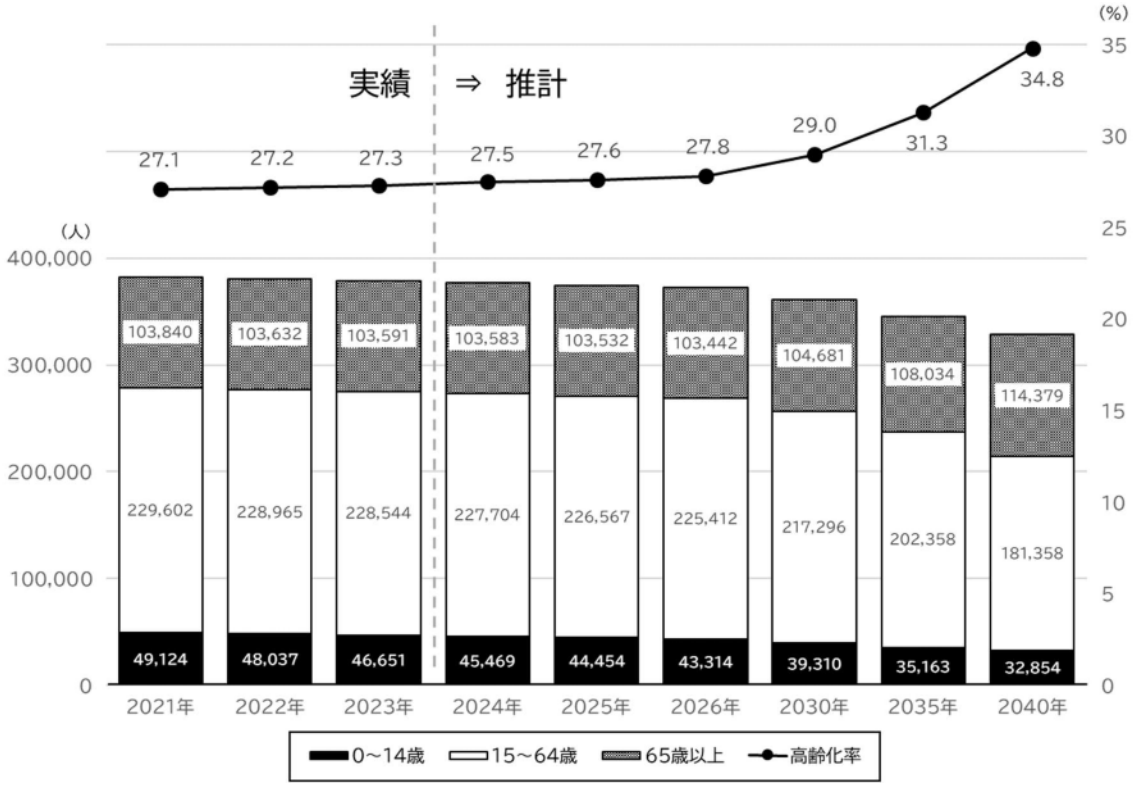

※ 2023 年までは実績（各年 10 月 1 日現在）、2024 年以降はコーホート変化率法による推計値。

（2）高齢者の現状

① 高齢者世帯の状況

国勢調査によると、一般世帯数（施設等を除いた世帯）は増加傾向にあり、2020 年では 151,843 世帯となっています。

一般世帯数に占める高齢単身世帯の割合は 2020 年では、前回の 2015 年に比べ 1.1%微増し、10.5%となっています。

高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦のみの一般世帯）の割合は 2020 年では、前回の 2015 年に比べ微減し、12.6%となっています。

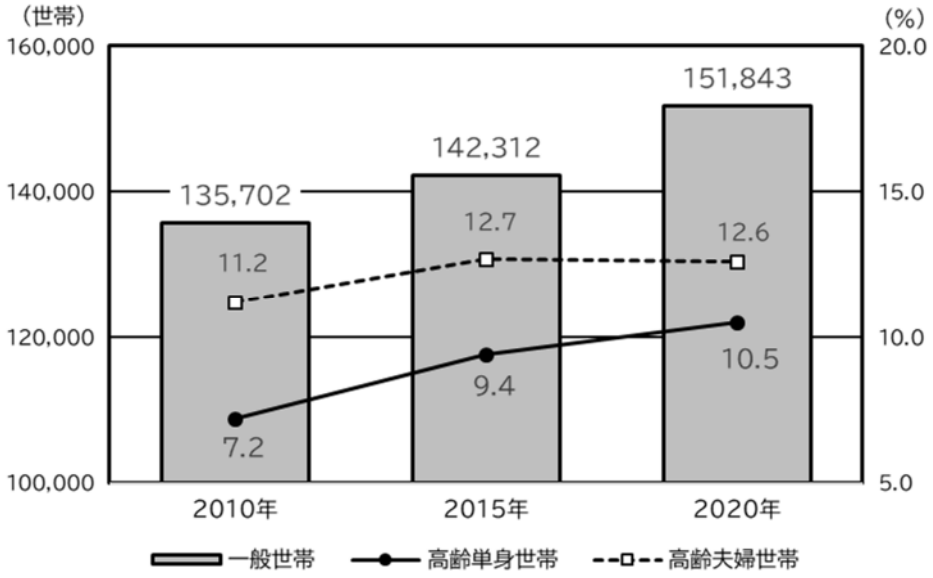

資料：国勢調査

② 認知症高齢者等の状況

認知症や障害を持つ高齢者がどの程度の自立した生活ができているのかを判定する評価尺度として、介護保険制度における「認知症高齢者の日常生活自立度」という指標があります。

下表にある認知症高齢者の日常生活自立度の「Ⅱa」は、「家庭外で、日常生活に支障をきたす症状や行動、意思疎通の問題が多少見られるものの、周りの人が注意して見守ることで自立した生活ができる状態」をいいます。

具体的には道に迷うことや買い物忘れ、事務のミス、金銭管理ができないなどの症状がみられます。そのため「Ⅱa」より重度の判定がなされた方は、何らかの権利擁護に関する支援を要する状態にあると考えられます。

年々支援が必要と考えられる状態の方が増加しているといえます。

■ 認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅱa 以上を抜粋、M が最重度）

区分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
Ⅱa	1,561 人	1,473 人	1,927 人
Ⅱb	3,022 人	3,103 人	3,754 人
Ⅲa	1,936 人	1,940 人	2,292 人
Ⅲb	451 人	447 人	551 人
Ⅳ	598 人	671 人	791 人
M	39 人	43 人	42 人
計	7,607 人	7,677 人	9,353 人

資料：介護保険課

③ 地域包括支援センターにおける相談件数

地域包括支援センターに寄せられる相談のうち、成年後見制度の活用、消費者被害への対応、日常生活自立支援事業に対する相談件数は、下表のとおり、推移しています。

地域包括支援センターへ寄せられる権利擁護相談の内容は様々ですが、その支援方法の一つとして、成年後見制度の利用支援を行っています。

2020 年度	2021 年度	2022 年度
174 件	110 件	176 件

資料：高年福祉課

（3）障害者の現状

① 療育手帳の所持者数

療育手帳所持者数は年々増加し、2022年度では3,324人となっています。判定別の内訳をみると、各年度とも最重度である A 判定が最も多くなっています。

障害のある子を持つ親の心配事として、親亡き後の心配があげられます。

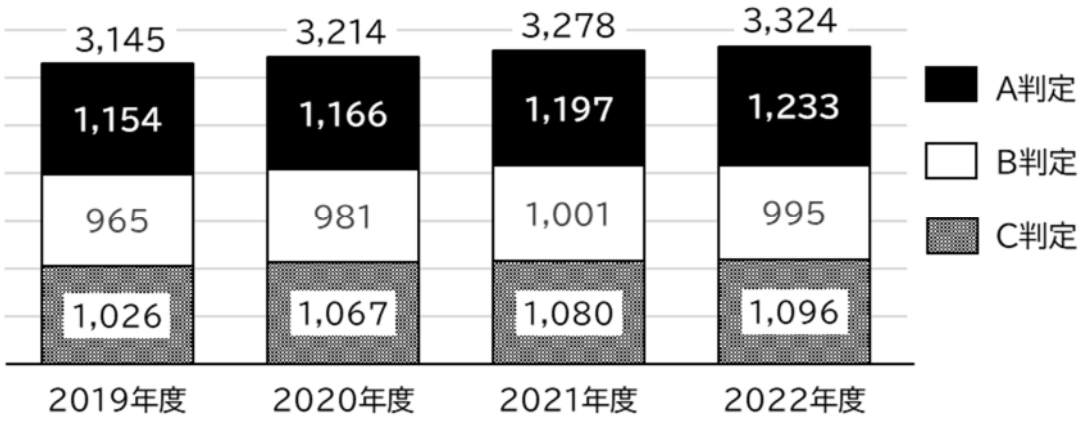

資料：障害福祉課（各年度末）

② 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加し、2022 年度では4,347人となっています。等級別では各年度とも２級が最も多くなっています。

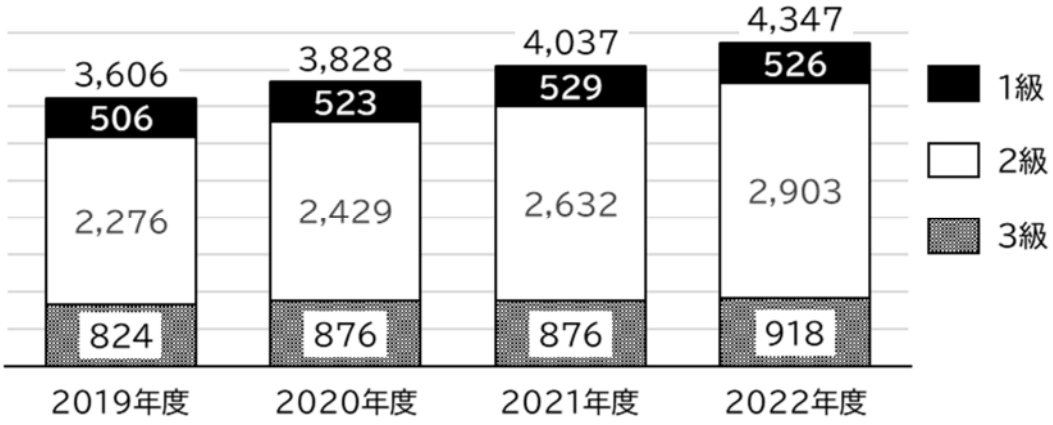

資料：障害福祉課（各年度末）

（4）成年後見制度の利用状況

① 成年後見制度の利用者数

市内における成年後見制度の利用者数に大きな増減はありませんが、任意後見制度の利用者が少しずつ増えている状況から、個人が判断能力のあるうちに、先のことを考えて準備をされる方が増えてきていると考えられます。

区分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
後見	394 人	386 人	384 人
保佐	107 人	112 人	112 人
補助	60 人	60 人	56 人
任意後見	0 人	1 人	10 人
合計	561 人	559 人	562 人

資料：名古屋家庭裁判所

② 市長申立て件数

市長申立て件数については、毎年 10 件程度の申立て要請があります。この中には、虐待等の権利擁護被害の方も含まれています。

2020 年度	2021 年度	2022 年度
9 件	9 件	12 件

資料：福祉総務課

【市長申立てとは】
本人や親族がやむを得ない事情により申立てができない場合等に、市長が申立てを行う制度

③ 成年後見人等報酬助成金交付実績

成年後見人等報酬助成については、50 件程度の助成をしています。

2020 年度	2021 年度	2022 年度
48 件	51 件	44 件

資料：福祉総務課

【成年後見人等報酬助成とは】
　後見人等の報酬は家庭裁判所が決定しますが、その費用を負担できない事情が被後見人等にある場合に、市がその報酬を助成する制度

④ 成年後見制度に関するアンケート結果

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査（2021 年）の結果によると、成年後見制度について、「制度を詳しく知っている」・「制度の概要は知っている」を合わせても 24％に過ぎませんでした。

また、制度についての不安を尋ねた質問では、「不正が怖い」と回答した割合が 47.5％と最も高くなっています。

■ 成年後見制度の認知度（複数回答可　N＝1,389）

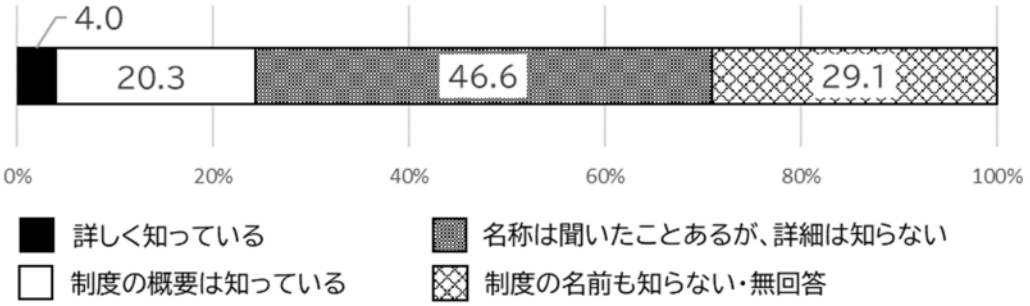

■ 成年後見制度で不安に思うこと（複数回答可　N＝377）

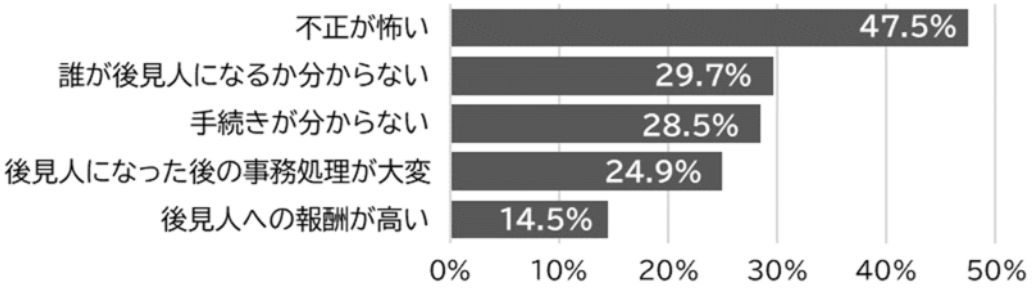

（5）日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）の契約者数

日常生活自立支援事業の契約者は、認知症高齢者に比べ、知的障害者や精神障害者が多く、約８割を占めています。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
認知症高齢者	19 人	16 人	11 人
知的障害者	31 人	35 人	38 人
精神障害者	44 人	43 人	43 人
合計	94 人	94 人	92 人

資料：一宮市社会福祉協議会（各年度末）

＊＊＊日常生活自立支援事業とは＊＊＊

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

【具体的内容】

- 預金の払い戻し、預け入れ等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- 福祉サービスの利用援助
- 定期的な訪問による生活変化の察知

（6）課　題

① 権利擁護支援が必要な人の発見や支援の必要性

推定認知症高齢者や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保有者は年々増加していますが、成年後見制度利用者の数に大きな増加はありません。

後見類型だけでなく、補佐・補助類型も含め、成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、制度や相談先の周知、啓発を図るとともに、対象者の早期発見、権利擁護支援への結びつけについて取り組む必要があります。

② 相談体制整備の調整が必要

現在、高齢者及び障害者それぞれの相談機関において、権利擁護の相談に対応していますが、専門的な窓口がありません。そのため、各機関がその都度、関係各所と連携を行い対応しています。

今後は、市全体の権利擁護支援についての専門的な相談窓口を設け、各相談機関との協力体制を構築するなど、支援体制の整備やネットワーク構築が望まれています。

③ 成年後見制度についての認知度と理解度

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査の結果からも分かるように、制度そのものの認知度が低い状況にあります。

また、「制度を詳しく知っている」・「制度の概要は知っている」と回答した方を対象に、不安に思うことを尋ねた設問では、約半数の方が「不正が怖い」と回答しており、偏った情報により判断している人が多いことがわかります。

必要な人が安心して成年後見制度の利用が出来るように、本人や家族、地域住民などに向けて、成年後見制度のしくみの周知を行う必要があります。

3.成年後見制度利用促進に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的として、成年後見制度の利用促進を図ります。

そのために、以下、三つの基本目標を定め、それぞれの施策を推進します。

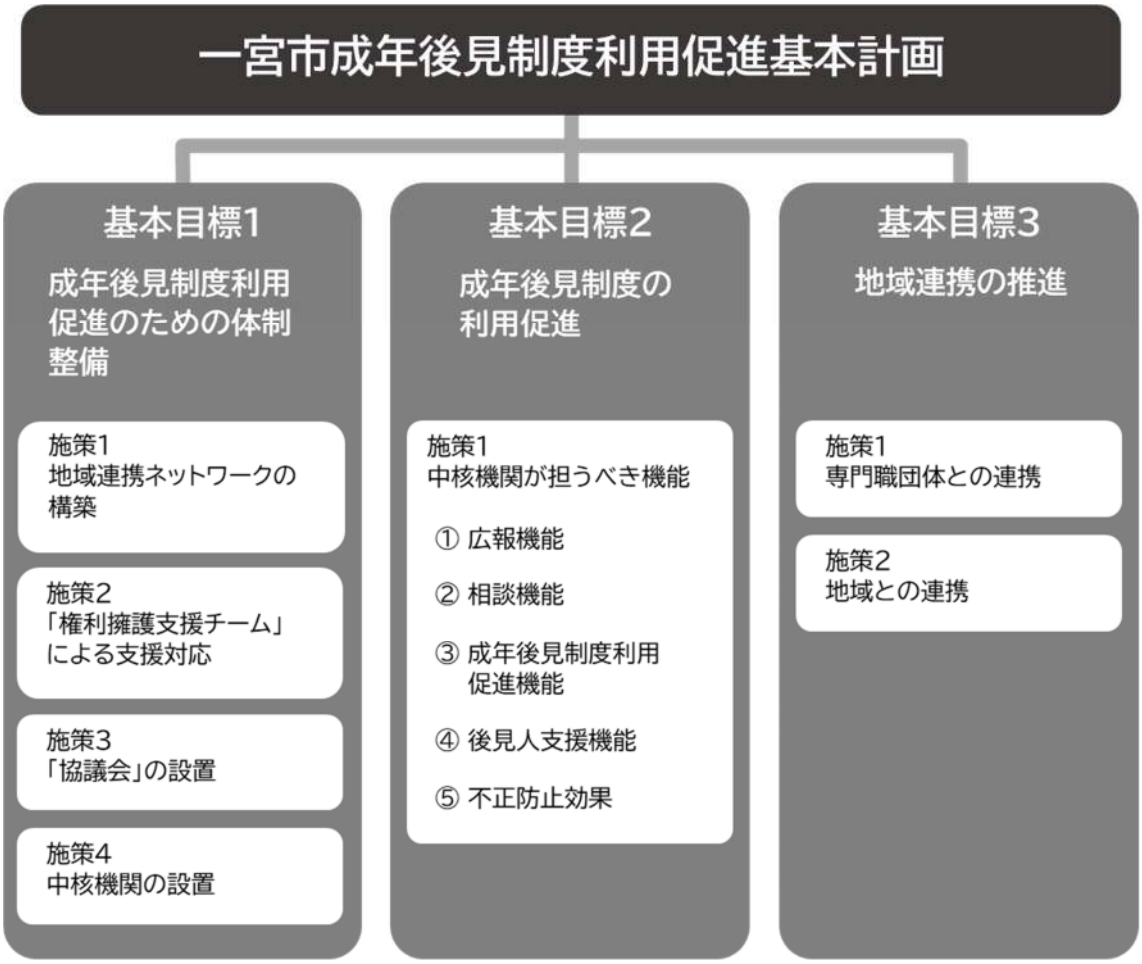

（1）基本目標1　成年後見制度利用促進のための体制整備

施策1　地域連携ネットワークの構築

成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の役割を念頭に、地域・福祉・医療・司法・行政など、多様な主体の連携による地域連携ネットワークを構築します。

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核機関」の三つの仕組みで構成されます。

＜地域連携ネットワークのイメージ図＞

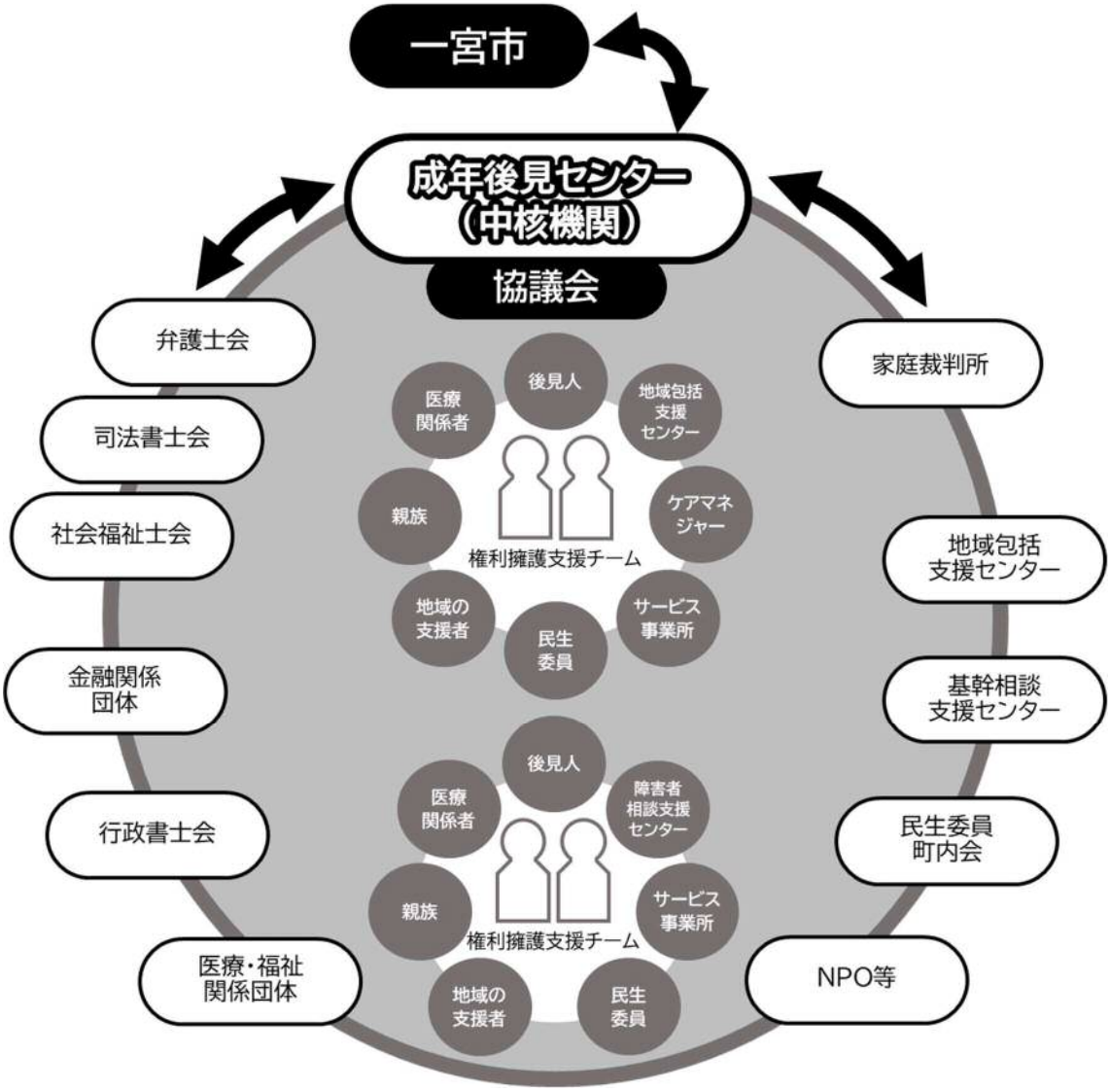

施策２ 「権利擁護支援チーム」による支援

権利擁護支援を必要とする人について、本人の状況に合わせ後見等開始前から、本人に身近な親族を含めた福祉・医療・地域の関係者が「チーム」として関わる体制づくりが大切です。多くの支援者がそれぞれの立場で出来る支援を通して、「チーム」として繋がり、統一した方針のもとで連携することで、支援を必要とする人が、住み慣れた街で自分らしく安心して生活出来るようになります。

また、後見等開始後には、法的な権限を持つ後見人等が「チーム」に加わり、日常的な見守りと併せてさらに支援の内容が充実します。

施策３ 「協議会」の設置

専門職団体を含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである協議会を設置します。

成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。

また、各種専門団体・関係機関の協力・連携強化の協議や、地域課題の検討・調整・解決などを行います。

施策４ 中核機関の設置

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。中核機関は、以下のような役割を担います。

① 本人や関係者からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割

② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係機関のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

中核機関として、（仮称）一宮市成年後見支援センターを設置し、運営については、業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、継続的に対応できる機関へ委託します。

（2）基本目標2　成年後見制度の利用促進

施策1　中核機関が担うべき具体的機能

中核機関の具体的機能は、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能、⑤不正防止効果の５つです。

① 広報機能（権利擁護支援の必要な人の発見・支援）

権利擁護支援が必要な人の早期発見や支援への結びつけを目的とし、制度を必要とする人が利用できるように、地域連携ネットワークを活用し、司法・行政・福祉・医療・地域などの連携も含めた、相談窓口の周知を行います。また、ホームページやリーフレットの作成及び配布を行い、任意後見制度を含む成年後見制度の周知に努めます。

その他、研修会や講演会、出前講座の実施を適宜行うことでアウトリーチの相談支援へつないでいく働きかけを行います。

② 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）

成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築し、地域からの相談に応じるとともに、地域連携ネットワーク等を通じて発見された人への早期対応を、各種相談機関と連携しながら対応していきます。

また、すでに制度利用を行っている本人及び関係者からの相談に応じ、チーム会議の開催や、相談助言を行います。

③ 成年後見制度利用促進機能

（ア）受任調整（マッチング）等の支援

後見人等にふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイスや、必要に応じて専門職へのつなぎ、継続的な相談支援の対応を行います。また、家庭裁判所との連携や、受任者調整（マッチング）等の支援を行うことにより、スムーズな制度利用につながる支援を行います。

（イ）担い手の育成・活動の促進

権利擁護ニーズの顕在化や認知症高齢者等の増加により、後見人等の担い手の確保や育成等の重要性は増しており、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保や育成について、強く望まれています。

また、地域共生社会の中で、市民後見人や市民後見人養成研修修了者等の地域住民が、後見人等としてだけではなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進める必要があります。

まずは、地域の現状や課題について分析を進め、市民後見人の活躍の場の確認や、法人後見の担い手の育成に向けても次期計画に向けて検討します。

（ウ）日常生活自立支事業等からの移行支援

日常生活自立支援事業からのスムーズな移行支援が行える連携体制について構築を目指します。

日常生活自立支援事業の利用者支援の中で、成年後見制度における保佐・補助に該当する支援が必要な状態を早期に気づき、必要な権利擁護支援に結び付けられるような働きかけを行います。

④ 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）

後見人等からの日常的な相談に応じ、必要に応じて被後見人等を中心とした「権利擁護支援チーム」の調整会議の開催や、適切な支援体制の調整機能を担います。

また、専門的知見が必要な場合などは、専門職団体からの支援が受けられるような協力体制の仕組みづくりにも取り組んでいきます。

⑤ 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の知識不足から生じることが多くなっています。

そのため、相談窓口を設けることで、後見人等の孤立を防ぎ、適切な権利擁護支援が継続されるような助言等を行います。

（3）基本目標3　地域連携の推進

施策1　専門職団体との連携

権利擁護支援を行う際にはチームでの対応が必要不可欠です。

認知症や障害等を踏まえ、個人の特性に合わせた対応が必要な場合には、社会福祉士の所属する団体や、介護・福祉の専門家との連携が必要となります。

また、虐待対応や財産上の不当取引等への対応における権利侵害からの回復支援を行う際には、弁護士や司法書士といった法的な課題に対応可能な専門職が所属する団体との連携が必要となります。

専門職団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化できるような仕組みづくりを検討していきます。

施策2　地域との連携

成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用するには、個人の異変に気が付きやすい福祉の現場や、医療機関、金融機関、地域で個人の生活に関わることのある民生委員や自治会組織といった団体との連携が大切です。

地域に向けた研修会や講演会の開催など、成年後見制度の理解促進を図るとともに、気軽に相談できる窓口として、成年後見センターの周知に取り組んでいきます。

4.計画の推進と評価

（1）「（仮称）一宮市成年後見センター運営協議会」の設置

計画策定後は、計画の進捗状況や施策の有効性についてこの協議会において協議し、施策の改善や今後の計画見直しを行います。

＜所掌事務＞

・ センターの業務内容及び運営体制に関すること。

・ 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。

＜参加メンバー＞

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、医療ソーシャルワーカー、
学識経験者、高齢者相談関係者、障害者相談関係者等

（2）成年後見制度の利用促進

本市では成年後見制度の利用に関して「一宮市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、権利侵害を受けている認知症高齢者や障害者等が、適切に制度を利用出来るように、審判の請求に関する支援を行っています。

また、経済的に困窮していても制度が利用出来るように、成年後見人等に支払う報酬の助成も行っています。

一宮市成年後見制度利用促進基本計画（2024～2027年度）

発　　行：一宮市

発行年月：2024年10月

担　　当：一宮市福祉部福祉総務課　0586-28-9015

一宮市成年後見制度利用促進基本計画

（2024～2027 年度）